

記 者 会 見
2 6 . 4 . 1 5
資 料 5

住宅用スマートエネルギー設備設置費補助制度を創設

住宅のスマート化（より効率的にエネルギーを使う「賢い家」）とエネルギーの地産地消を進めることで市内の中小企業を支援し、地域経済を活性化するために、今年度から「住宅用スマートエネルギー設備設置費補助金」を設けました。

市民が市内の施工業者を利用して行うスマートエネルギー関連設備の設置に対して、市が経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれの条件も満たす人が申請できます。

- (1) 市内在住で、自らが所有する住宅にスマートエネルギー関連設備を設置し、使用する人または市内でスマートエネルギー関連設備付きの住宅を購入する人
 - ※ 事務所や店舗を兼ねる「併用住宅」の場合は住宅部分に限り、マンションなど「共同住宅」の場合は専有部分に限りです。
- (2) 市内の施工業者に対象設備の設置を依頼する人
- (3) 平成27年3月31日までに設置工事を終え、所定の実績報告書が提出できる人
- (4) 同一の住宅について、過去にこの補助金の交付を受けたことがない人
- (5) 市税を滞納していない人

2 対象となる設備・金額

設備名	補助額
定置用リチウムイオン蓄電システム	一律5万円
住宅用太陽光発電システム	最大3.5万円※
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	一律5万円
上記設備にHEMS（エネルギー管理システム）を併設	一律1万円

※ 1キロワット当たりの単価（1.5万円）に太陽電池モジュールの最大出力値を乗じた額（千円未満切り捨て）

3 募集案内・申請書の配布

市役所西庁舎 1 階商工課、公民館、市役所連絡所で配布。市ホームページからもダウンロード可能。

4 申請の受け付け

平成 26 年 4 月 21 日（月）から商工課で随時受け付け。

（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）※郵送不可

5 事業費

600 万円（今年度補助金総額）

6 その他

- (1) 補助金額が募集予定額に達した時点で受け付けを締め切ります。
- (2) 施工業者を決定のうえ、設置工事着手前に申請し、交付決定通知を受けてからの設置工事開始となります（交付決定通知は、申請を受け付けた日の翌々週から 3 週間程度かかります）。
- (3) 平成 25 年度までは太陽光発電システムの設置に対する補助制度を設けていました。

【過去の補助実績】

年 度	補助件数
平成 21 年度	91 件
平成 22 年度	127 件
平成 23 年度	229 件
平成 24 年度	430 件
平成 25 年度	300 件

問い合わせ 商工課 電話 0463（82）9646

【関連資料】快適な住まいづくり補助制度

平成25年度から始めた事業。

市内中小企業の支援と地域経済の活性化を図るとともに、スギやヒノキなどの秦野産材の利用促進を図るため、市民が市内施工業者を利用して行う、秦野産材を使った住宅の新築やリフォーム、秦野産材を利用しないリフォームに対し、経費の一部を補助します。

1 補助対象住宅

補助対象者が市内に所有し、自ら居住する住宅

※併用住宅の場合は住宅部分に限り、共同住宅の場合は専有部分に限る。

2 対象となる建築工事・金額

工事内容	補助額
3 m ³ 以上秦野産材を使用した住宅の新築、購入	最大60万円
0.1 m ³ 以上秦野産材を使用した住宅のリフォーム	最大35万円
秦野産材を使用しない工事費10万円以上（税抜）の住宅リフォーム	一律5万円

●前年度に比べ要件緩和を行いました。

使用量の緩和

0.5 m³以上の秦野産材の使用→0.1 m³以上の使用に緩和

補助単価の増額

1 m³当たり3万円の補助→5万円に増額

募集案内・申請書は、市役所西庁舎1階商工課、公民館、市役所連絡所で配布。市ホームページからもダウンロード可能。

平成26年4月14日（月）から商工課で随時受け付け。（平日の午前9時から午後5時まで）※郵送不可